

定 款

公益財団法人レーザー技術総合研究所

公益財団法人レーザー技術総合研究所

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人レーザー技術総合研究所（英名 Institute for Laser Technology）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目 的)

第3条 この法人は、科学技術の振興・発展をめざして設立されたものであり、主としてレーザー及び光科学技術に関する基礎研究及び応用研究を行い、わが国及び世界の産業の進歩・発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) レーザー及び光科学技術に関し、総合的な基礎研究及び応用研究を行うこと。
 - (2) 前号に掲げる事業により生じる成果の普及を図ること。
 - (3) 研究上の相談及び委託に応ずること。
 - (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業を行うこと。
- 2 前項各号の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

(規 律)

第5条 この法人は、別に定める倫理規程の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に掲げる目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

第2章 財産及び会計

(基本財産)

第6条 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなけ

ればならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

3 第1項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 理事長は、前各項の書類等を毎事業年度の終了後3ヵ月以内に行政庁に提出しなければ

ならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(定数)

第11条 この法人に、評議員8名以上13名以内を置く。

2 評議員は、この法人の理事又は監事もしくは使用人を兼ねることはできない。

(選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という)第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者または3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受取る金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハまたはニに掲げるものの配偶者

ヘ ロからニまでに掲げるものの3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者。

ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)

である者。

①国の機関

②地方公共団体

③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学
共同利用機関法人

⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務
省設置法第4条第15条の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律
により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(権 限)

第13条 評議員は、評議員会を構成し、第16条第2項に規定する事項の決議に参加するほか、法
令に定めるその他の権限を行使する。

(任 期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する評議
員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議
員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任
した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員として権利義務を有する。

(報酬等)

第15条 評議員は無報酬とする。ただし、その職務を執行するために要する費用の支払をする
ことができる。

第2節 評議員会

(構成及び権限)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任及び解任

(2) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認

(3) 定款の変更

(4) 残余財産の処分

(5) 基本財産の処分又は除外の承認

(6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 17 条 評議員会は、定時評議員会として事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要である場合には臨時評議員会を開催する。

(招 集)

第 18 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 前項にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(議 長)

第 19 条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(定足数)

第 20 条 評議員会は、決議に加わることができる評議員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

(決 議)

第 21 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 基本財産の処分又は除外の承認

(4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 前1項、2項及び3項にかかわらず、理事長が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案について、議決に加わることのできる評議員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。
- 5 評議員会において、代理人による議決権の行使、書面による議決権の行使は、これを認めない。

(報告の省略)

第22条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項の評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議事録には、評議員会の議長及び出席した評議員から選出された議事録署名人2名が記名押印する。

(評議員会運営規程)

第24条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規程による。

第4章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(種類及び定数)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上13名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長、2名以内を常務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第26条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び副理事長並びに常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事又は監事に異動があったときは、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。副理事長及び常務理事は、理事会において別に定める職務権限規程により、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び副理事長並びに常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 その他監事に認められた法令上の権限を行使することができる。

(役員の任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第25条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第30条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第31条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、その職務を執行するために要する費用の支払をすることができる。

(名誉理事長、顧問及び参与並びにその職務)

第32条 この法人に、名誉理事長、顧問及び参与若干人を置くことができる。

- 2 名誉理事長、顧問及び参与は、この法人に功労のあった者又は学識経験者の中から、理事会において任期を定めた上で選任し、理事長が委嘱する。
- 3 名誉理事長は、理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べることができる。
- 4 顧問及び参与は、この法人の研究業務運営に関し、理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べることができる。
- 5 名誉理事長、顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第2節 理事会

(構成と開催)

第33条 この法人に理事会を設置し、理事会はすべての理事をもって構成する。

- 2 理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

(権 限)

第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1)評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (2)規程類の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3)前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4)理事の職務の執行の監督
- (5)理事長及び副理事長並びに常務理事の選定及び解職

(招 集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議 長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、その理事会に出席した理事の中から選出する。

(定足数)

第37条 理事会は、議決に加わることができる理事の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(決 議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときは、その限りではない。
- 3 理事会において、代理人による議決権の行使、書面による議決権の行使は、これを認めない。

(報告の省略)

第39条 理事、監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、理事長が欠席したときは出席した全理事が記名押印する。

(理事会運営規程)

第41条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規程による。

第5章 会員

(会員)

第42条 この法人の主旨に賛同し、後援する個人又は団体を会員とすることができる。

- 2 会員に関する必要な事項は、理事会において定める会員に関する規程による。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、第16条第2項及び第21条第2項の定めにより、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(解 散)

第44条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第45条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 情報公開及び個人情報の保護

(情報の公開)

第47条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第48条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、別に定める特定個人情報取扱規程及び個人情報取扱規程による。

(公 告)

第49条 この法人の公告は、電子公告による。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は官報に記載する方法による。

第8章 補 則

(委 任)

第50条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、この定款の第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は、橋本徳昭、副理事長は、山中千代衛、常務理事は、中塚正大、三宅浩史とする。

附 則

この定款は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成28年4月1日から施行する。

